

【団体助成】対象となる経費・対象外となる経費

≪該当する助成項目≫

5 立ち上げ支援（A 改修なし・B 改修あり）、6 運営継続支援

≪共通科目≫

助成申請団体の運営や維持管理、活動に必要な経費(事業実施期間中に経費支出が完了するものに限る)

団体助成		
支出科目	対象経費	対象外となる経費
消耗品費	事務用品、材料費、衛生用品、工具類、書籍、ユニフォーム、コピー用紙、プリンターインク など * 飲食を伴う事業（子ども食堂等）に係る食材費 など	* 定例会等会議での飲食費（お茶、お菓子等）
備品費	物品として保持するもの * パソコン・プリンター等	
印刷製本費	団体の定期刊行物、資料印刷費、コピー代 など	
通信運搬費	電話代、インターネット回線使用料、プロバイダ料、切手代、送料 など * 通信関係は団体名で契約しているものに限る	
交通費	団体会員（内部者）や事業に関わるボランティアの実費交通費など	
広報費	活動の周知物（ポスター、チラシ等）、案内看板 など	
諸謝金	講師謝礼金（交通費を含む）、アドバイザー料 など * 外部から講師を招聘する場合に限る	* 団体会員（内部者）に支払うもの * 謝礼として渡す物品（金券・菓子折り等）
賃借料	団体事務所の家賃、駐車場代、会場使用料、レンタル料 など * 付帯設備費を含みます	
損害保険料	ボランティア・市民活動行事保険、ボランティア活動保険 など	
業務委託費	WEB ページ作成費、WEB サイトの保守料・管理費等 など * 保守等は団体名で契約しているものに限る	
雑費	手数料など上記以外の諸経費	

≪対象の助成項目のみ認められる科目≫

	対象助成項目	対象経費
* 人件費	5 立ち上げ支援 A・B	団体運営に係る人件費 * 予算の 50%以内
* 改修費	5 立ち上げ支援 B	居場所（公的施設は除く）の整備経費
* 光熱水費	5 立ち上げ支援 A・B	団体運営に係る光熱水費 * 団体名で契約しているものに限る

